平成 30 年 11 月 22 日
令和元年６月 18 日（改訂）

公証人法施行規則の一部改正等に関するＱ＆Ａ

日本司法書士会連合会
商業登記・企業法務対策部

本Ｑ＆Ａは，現時点における一つの考え方を示すものであり，個別具体的事案においては，定款認証を嘱託する公証人と相談して，適切に対応するようにしてください。

○目次

１．総論
２．実質的支配者
３．暴力団員等
４．申告及び証明資料等
５．説明（第２項関係）
６．認証文等
７．外国人・外国会社
８．一般社団法人及び一般財団法人
９．テレビ電話機能の利用
10．その他
11．司法書士の対応等

１．総論

Ｑ１．なぜ公証人法施行規則の改正が行われたのですか。

Ａ１．暴力団による事件や資金源の根絶を図るため，株式会社等を設立する際，その実質的支配者が反社会的勢力に所属していないこと等を公証人に対して申告させるように義務付け，公証人が確認する仕組みを設けることとされたものです。これは，ＦＡＴＦ勧告により，株式会社等の実質的支配者に関する情報を明らかにさせる仕組みを整えることが国際的な要請となっていることを受けたものです。

Ｑ２．改正点は，どのようなものですか。

Ａ２．定款認証手続において，公証人が，設立される株式会社等について，嘱託人に対し，①当該株式会社等の実質的支配者となる者の申告，及び②当該実質的支配者が暴力団員等に該当しないことの申告を求め，認証文に申告の有無及びその内容を記載するものとされました（公証人法施行規則第13条の４第１項）。

また，公証人は，定款の認証を行う場合において，実質的支配者となるべき者が，暴力団員又は国際テロリストに該当し，又は該当するおそれがあると認めるときは，嘱託人又は当該実質的支配者となるべき者に必要な説明をさせなければならないとされました（同条第２項）。

Ｑ３．公証人に申告をするのは，誰ですか。

Ａ３．定款認証の嘱託人であり，次のとおりとなります。

① 書面による定款の場合

発起人が定款の作成者として記名押印をし，司法書士が公証人に対する認証嘱託の代理をする場合，定款認証の「嘱託人」は，発起人であって，実質的支配者に関する申告をするのは，発起人となります。

② 電子定款の場合

司法書士が作成代理人として電子定款を作成し，電子署名をする場合，定款認証の「嘱託人」は，司法書士であって，実質的支配者に関する申告をするのは，司法書士となります。

なお，司法書士が関与する場合の多くは，電子定款の作成代理であると思われますので，本Ｑ＆Ａにおいては，電子定款のケースを想定して解説することとします。

Ｑ４．改正後の制度は，法人が公正証書を作成する場合その他公証役場における全ての手続に関して適用されるのでしょうか。

Ａ４．公証人に対して実質的支配者に関する申告が必要となるのは，株式会社の定款認証（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 30 条第１項）並びに一般社団法人及び一般財団法人の定款認証（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成 18 年法律第 48 号）第 13 条及び第 155 条）の手続を行う場合に限られます。

Ｑ５．いつから施行されるのですか。

Ａ５．平成 30 年 11 月 30 日（金）から施行されます（改正附則第１項）。なお，11 月 29 日までに公証人に定款認証の嘱託（電子定款をオンライン申請する場合に限る。）をした場合には，認証日が 11 月 30 日以降となるときであっても，実質的支配者に関する申告をする必要はありません（改正附則第２項）。

Ｑ６．平成 30 年 11 月 29 日までに定款の認証を受けていた場合に，同月 30 日以降，設立登記の申請前にその定款を変更する必要があるときは，新制度の適用を受けますか。

Ａ６．「変更定款」については，新たな嘱託になりますので，新制度の適用を受けることになると考えられますが，担当公証人と相談してください。

２．実質的支配者

Ｑ７－１.設立する株式会社の実質的支配者とはどのような者のことをいうのですか。

Ａ７－１．実質的支配者とは，法人の事業経営を実質的に支配することが可能となる関係にあるものとして主務省令で定める者（犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成 19 年法律第 22 号。以下「犯収法」という。）第４条第１項第４号）をいいます。

具体的には，犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則（平成 20 年内閣府・総務省・法務省・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第１号。以下「犯収法施行規則」という。）第 11 条第２項から第４項までの規定により，次のとおりとなります。

① 設立する株式会社の議決権の総数の50％を超える議決権を直接又は間接に有する自然人となるべき者（この者が当該株式会社の事業経営を実質的に支配する意思又は能力がないことが明らかな場合を除く。）がいる場合，当該自然人が実質的支配者に該当します。

※「この者が当該株式会社の事業経営を実質的に支配する意思又は能力がないことが明らかな場合」には，仮に②に該当する自然人がいるときであっても，③で判断されることになります。

② ①に該当する者がいない場合は，設立する株式会社の議決権の総数の25％を超える議決権を直接又は間接に有する自然人となるべき者（この者が当該株式会社の事業経営を実質的に支配する意思若しくは能力がないことが明らかな場合を除く。）がいる場合，当該自然人が実質的支配者に該当します。

③ ①及び②のいずれにも該当する者がいない場合は，出資，融資，取引その他の関係を通じて，設立する株式会社の事業活動に支配的な影響力を有する自然人がいる場合，当該自然人が実質的支配者に該当します。

④ ①，②及び③のいずれにも該当する者がいない場合は，設立する株式会社を代表し，その業務を執行する自然人となるべき者が実質的支配者に該当します。

参考までに，フローチャートで示すと，次頁のとおりです。

（注）直接に有する　自然人が発起人となり，出資して株式を保有すること。本Ｑ＆Ａでは，「直接保有」という。

間接に有する　自然人の支配法人（当該自然人が50％を超える議決権を有する法人）が発起人となり，設立する株式会社に出資して株式を保有すること。本Ｑ＆Ａでは，「間接保有」という。詳細は，後掲Ｑ＆Ａ７－２を参照。

フローチャート

≪スタート≫

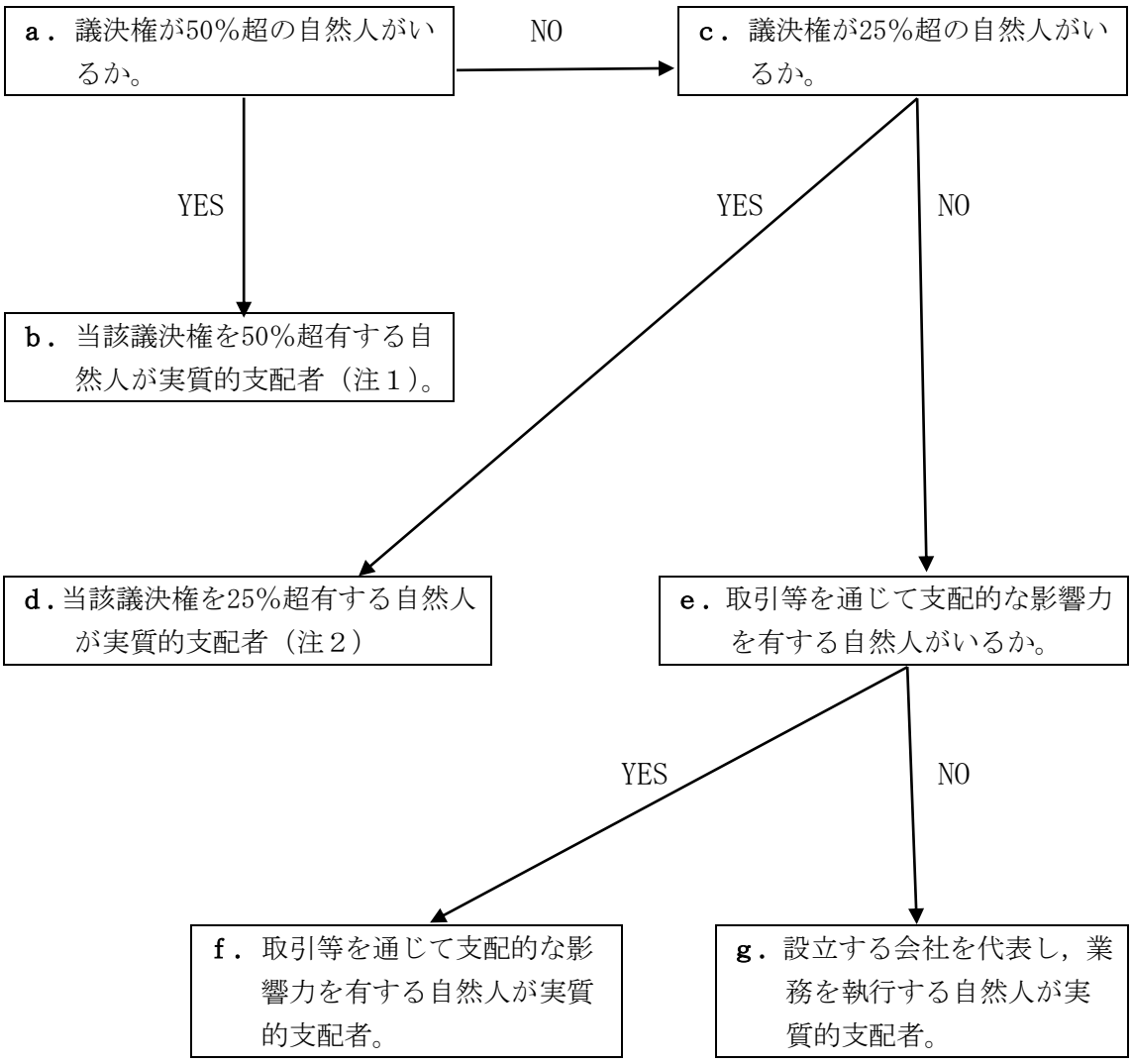

（注１）当該要件に該当する自然人であっても，「当該自然人が事業経営を実質的に支配する意思又は能力を有していないことが明らかな場合」には，実質的支配者には該当しません。この場合は，ｅ．にお進みください。

（注２）当該要件に該当する自然人がいる場合であっても，「当該自然人が事業経営を実質的に支配する意思又は能力を有していないことが明らかな場合」には，当該自然人は実質的支配者には該当しません。当該要件に該当する自然人全員がこの場合に当てはまる場合はｅ．にお進みください。

Ｑ７－２．「間接保有」とは何ですか。

Ａ７－２．　典型的な例は，以下のとおりです。「％」で示しているのは，保有している議決権割合です。

①　ＣがＢ社を通じて25％超のＡ社の議決権を保有し，Ａ７①の実質的支配者要件に該当している例

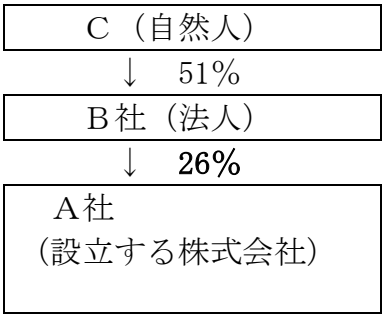

Ｃは，Ｂ社の議決権の51％の議決権を有しています。このように過半数の議決権を有している場合，ＣがＢ社を支配していると考えます（※）。
Ｃの支配法人であるＢ社は，Ａ社の25％を超える議決権を有しています。この場合，ＣがＢ社を通じてＡ社の25％超の議決権を有していると考えます。こうした場合を「間接保有」と言います。

（※）この場合，本Ｑ＆Ａでは，Ｂ社をＣの「支配法人」と表現しています。

②　Ｃが直接10％，Ｂ社を通じてＡ社の15％超の議決権を保有し，Ａ７①の実質的支配者要件に該当している例

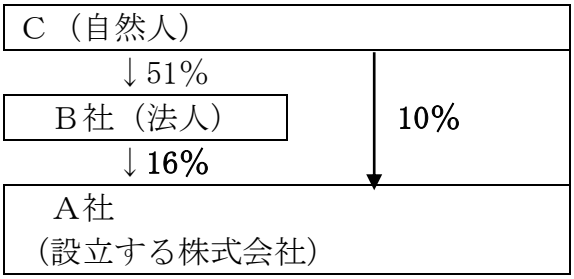

Ｃは，直接に10％，支配法人であるＢ社を通じて16％の議決権を保有し，直接保有と間接保有を合わせて26％，すなわち，25％を超える議決権を保有していると考えます。

Ｑ７－３．前問①について，Ｂ社は，Ａ社の 25％を超える議決権を保有しています。Ｂ社は，Ａ社の実質的支配者に該当しないのですか。

Ａ７－３．　Ａ７－１の解説にあるとおり，実質的支配者は，「自然人」とされています。よって，法人であるＢ社は，原則として実質的支配者には該当しません。ただし，例外的に法人であっても自然人として扱われる場合もあります。詳細は，後掲Ｑ＆Ａ11から14までを参照してください。

Ｑ８．発起人が全て自然人であり，かつ，25％を超える議決権を有する者が存在しない場合には，実質的支配者は存在しないこととなるのでしょうか。

Ａ８．出資，融資，取引その他の関係を通じて当該法人の事業活動に支配的な影響力を有すると認められる自然人がある場合には，当該自然人が実質的支配者に該当します（犯収法施行規則第 11 条第２項第２号）。このような者がいない場合には，当該法人を代表し，その業務を執行する自然人が実質的支

配者に該当します（同項第４号）。

Ｑ９．実質的支配者の要件を満たす者が複数名いる場合には，どうなりますか。
Ａ９．該当者が複数名いる場合には，事業経営を実質的に支配する意思又は能力がないことが明らかな場合を除き，全ての者が実質的支配者に該当し，全ての者について申告する必要があります。

Q10－１．社員（自然人）が３名の合同会社が発起人であり，100％子会社を設立する場合には，その社員全員が実質的支配者になるのでしょうか（※定款に議決権を設ける定めを置いているケースを除く。このケースについては次問を参照）。
A10－１．次に掲げる者が実質的支配者に該当します（犯収法施行規則第 11 条第２項第２号，第４号）。
① 出資，融資，取引その他の関係を通じて，設立する株式会社の事業活動に支配的な影響力を有する自然人がいる場合，当該自然人が実質的支配者に該当します。
② ①に該当する者がいない場合は，設立する株式会社を代表し，その業務を執行する自然人となるべき者が実質的支配者に該当します。

Q10－２．定款に議決権を設ける定めがある合同会社の場合は，どのように考えればよいですか。
A10－２．前問のケースを例に説明すると，例えば，社員３名のうちの１名に，定款で 50％超の議決権を与えている場合，この合同会社は当該社員の「支配法人」ということになります。そして，当該社員が支配法人を通じて設立する株式会社の議決権を 100％間接保有するということになり，当該自然人が設立する株式会社の実質的支配者ということになります（犯収法施行規則第 11 条第２項第１号及び第３項第２号）。

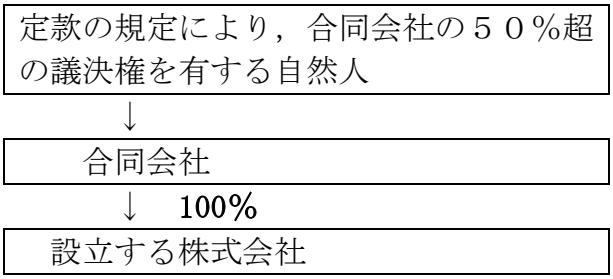

Q10－３．実質的支配者を判断するにあたり，議決権制限株式等についてはどう考えればよいですか。
A10－３．会社法第 308 条第１項に規定される，いわゆる相互保有株式の議決権については実質的支配者該当性を判断する上での議決権に含まれるとされ

ています。なお，取締役，会計参与，監査役又は執行役の選任及び定款変更に関する議案（これに相当するものを含む。）の全部につき株主総会で議決権を行使することができない株式に係る議決権は含まれないとされています。

Q11．法人が実質的支配者となる場合があるのでしょうか。
A11．実質的支配者となるべき者は，原則として自然人です。ただし，発起人が上場企業又はその子会社である場合その他法人が自然人であるとみなされ，実質的支配者となる場合があります。

Q12．上場企業又はその子会社が発起人であり，100％子会社を設立する場合には，実質的支配者はどうなりますか。
A12．発起人が上場企業又はその子会社である場合には，当該上場企業等は自然人とみなされます（犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令（平成20年政令第20号。以下「犯収法施行令」という。）第14条第５号）ので，当該上場企業等が実質的支配者となります。

Q13．第三セクター（※）として株式会社を設立する場合に，国又は地方自治体が発起人となるときは，実質的支配者はどうなりますか。
A13．国又は地方自治体は自然人とみなされます（犯収法第４条第５項，犯収法施行規則第11条第４項）ので，当該国又は地方自治体が実質的支配者に該当する場合があります。
※　第三セクター　国や地方公共団体と民間が合同で出資し，経営する企業。

Q14．国立大学法人又は公立大学法人が発起人として株式会社を設立する場合，実質的支配者はどうなりますか。
A14．国立大学法人又は公立大学法人は，自然人とみなされます（犯収法施行令第14条第２号）ので，当該国立大学法人又は公立大学法人が実質的支配者に該当することがあります。

Q15．一般社団法人が発起人として株式会社を設立する場合，実質的支配者はどうなりますか。
A15．後掲Ｑ＆Ａ74を参照。

Q16．株式会社（上場企業及びその子会社を除く。）が発起人として100％子会社を設立する場合に，当該株式会社の議決権の過半数を所有する者が民法上の組合（持株会等）である場合，どうなりますか。
A16．民法上の組合を構成する組合員は，組合財産である株式を合有しているので，本件においては，事業経営を実質的に支配する意思又は能力がないことが明らかな者を除き，組合員全員が実質的支配者に該当すると考えられます。

Q17．実質的支配者の要件を満たす者が権利能力なき社団である場合，どうなりますか。

A17．権利能力なき社団は自然人とみなされます（犯収法第４条第５項，犯収法施行規則第 11 条第４項）ので，当該権利能力なき社団が実質的支配者に該当します。

Q18．実質的支配者の該当性を判断するに際して，発起人が株式会社である場合に，当該株式会社の議決権の保有割合は，いつの時点のもので判断するのですか。

A18．基本的には定款認証日時点での実質的支配者の該当性を判断することとなりますが，合理的な範囲で近接した時点（例えば，直近の株主総会開催時など，当該株式会社が議決権保有割合を把握している直近の日）での状況により判断することも認められます。

Q19．発起人が法人であって，当該法人の主要株主が法人であり，その資本関係が複雑であるため，実質的支配者となるべき自然人を把握することができない場合は，どうすればよいでしょうか。

A19．設立する株式会社等を代表し，その業務を執行する自然人を実質的支配者として申告することになります(犯収法施行規則第 11 条第２項第４号)が，可能な限り該当性の根拠資料を徴求し，資本関係を追求することが必要です。

Q20．「事業経営を実質的に支配する意思又は能力を有していないことが明らかな場合」とは，どのような場合を指しますか。

A20．例えば，信託銀行が信託勘定を通じて議決権を有する場合，病気等により支配意思を欠く場合，他に出資金の拠出者等がいて議決権を有している者に議決権行使に係る決定権等がない場合などが考えられます。

　なお，「事業経営を支配する意思又は能力を有しないことが明らかな場合」については，議決権の 25％超を有する自然人の主観的要素だけでなく，株式会社との関係性等の客観的要素も踏まえた上で，社会通念上合理的に判断されます。

Q21．「出資，融資，取引その他の関係を通じて当該法人の事業活動に支配的な影響力を有していると認められる自然人」とは，どのような者を指しますか。

A21．例えば，当該法人の意思決定に支配的な影響力を有する大口債権者や取引先，当該法人の意思決定機関の構成員の過半数を自社から派遣している上場企業，当該法人の代表権を有する者に対して何らかの手段により支配的な影響力を有している自然人などが考えられます。

Q22．発起人である株式会社の議決権の過半数を有する大株主が死亡した直後で，未だ遺産分割が行われず相続された株式が共有名義になっている場合には，当該共有者全員が実質的支配者に該当することになるのでしょうか。
A22．共有者全員が実質的支配者に該当することになると考えられます。個別具体的事案について，担当公証人と相談してください。

Q23．発起人が株式会社であり，当該株式会社の議決権の過半数を有する大株主が成年被後見人である場合で，その成年後見人が司法書士であるときは，実質的支配者は，どうなりますか。
A23．当該成年被後見人については，「事業経営を実質的に支配する意思又は能力を有していないことが明らかな場合」に該当しないことがあり得ると考えられますので，個別具体的事案ごとに判断してください。当該者が「事業経営を実質的に支配する意思又は能力を有していないことが明らかな場合」に該当する場合には，成年後見人である司法書士についても同様であると考えられます。

Q24．発起人が法人であって，当該法人の議決権の 50%超に当たる株式に民事信託が設定されている場合，受託者が実質的支配者になるのでしょうか。
A24．指図権者の指定がある場合には，当該指図権者が実質的支配者に該当し得ると考えられますが，信託行為での定め方（議決権行使指図人や，議決権行使について同意権を有する者の定め等）により単純ではありません。また，議決権の観点から見るだけではなく，委託者，受託者，受益者，指図人など関係者全員を含めての個別具体的事案ごとの検討が必要になると思われます。担当公証人と相談してください。

Q25．実質的支配者の要件に該当する者が未成年者である場合には，「株式会社の事業経営を実質的に支配する意思又は能力がないことが明らかな場合」として，当該未成年者は実質的支配者にはならないのでしょうか。それとも，ケース・バイ・ケースで判断されるのでしょうか。
A25．意思能力を有しないと考えられる年齢であれば，「株式会社の事業経営を実質的に支配する意思又は能力がないことが明らかな場合」に該当します。意思能力を有すると判断される年齢以上であれば，ケース・バイ・ケースで判断することになります。

Q26．発起人が２人（出資比率は 51%，49%）で，２人とも未成年者（19 歳と 16 歳）である場合，実質的支配者については，どう考えたらよいでしょうか。
A26．まず，嘱託については，親権者の同意型であれば，当該未成年者が嘱託人であり，法定代理人による代理型であれば，当該未成年者の親権者が嘱託人です。

年齢から判断すると，51％を出資する未成年者が実質的支配者に該当することになりそうですが，同人が「事業経営を実質的に支配する意思又は能力を有していないことが明らかな場合」であって，例えばその父親が「出資，融資，取引その他の関係を通じて当該法人の事業活動に支配的な影響力を有していると認められる自然人」に該当するときは，当該未成年者の父親が実質的支配者となります。

３．暴力団員等

Q27.「暴力団員」とは，どのようなものですか。

A27. 公証人法施行規則における「暴力団員」は，「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条第６号に規定する暴力団員」と定義されています。すなわち，「その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体」（同法第２条第２号）の構成員をいいます。

Q28.「国際テロリスト」とは，どのようなものですか。

A28. 公証人法施行規則における「国際テロリスト」とは，「国際連合安全保障理事会決議第 1267 号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法（平成 26 年法律第 124 号）第３条第１項の規定により公告されている者（現に同項に規定する名簿に記載されている者に限る。）若しくは同法第４条第１項の規定による指定を受けている者」と定義されています。具体的には，警察庁ホームページ「国際テロリスト財産凍結法関係」で公示されています。

https://www.npa.go.jp/bureau/security/terrorism/zaisantouketu.html

Q29. 実質的支配者となるべき者が暴力団員又は国際テロリストに該当するかどうかは，どのように判断されるのですか。

A29. 公証人は，１次的には日本公証人連合会のデータベース等で調査し，２次的には警察等に照会するものと考えられます。同姓同名の暴力団員が存在する等の場合に，公証人は，同一性の確認のため，嘱託人又は実質的支配者となるべき者に問い合わせ，説明を求めることがあります。

４．申告及び証明資料等

（１）申告

Q30．司法書士は，公証人に対して，どのような内容を申告する必要がありますか。

A30．株式会社の成立時に実質的支配者となるべき者の本人特定事項等及び暴力団員等該当性について，申告をする必要があります。

Q31．申告書は，どのような方法で提出することができますか。

A31．申告書は，司法書士が記名押印したものを，PDF 化してメールで送付する方法のほか，FAX，郵送，持参等の方法によって提出することが可能です。メールで提出する場合には，記名の上，PDF 化したものに司法書士の電子署名をすることも可能です。

Q32．申告をしなかった場合は，定款の認証を受けることができないのでしょうか。

A32．実質的支配者に関する申告がされない場合，公証人は，認証を拒否することになります。

Q33．申告書は，必要事項の記載があれば，適宜の様式によることも可能でしょうか。

A33．適宜の様式によることも可能です。しかし，可能であれば，日本公証人連合会のホームページで提供される申告書の書式，又は公証役場に備え置かれる同書式の印刷物を利用してください。

Q34．設立する株式会社を代表し，その業務を執行する自然人を実質的支配者として申告する場合，

① 設立する株式会社の代表者を決定したことを証する書面を添付する必要があるでしょうか。

② 設立する株式会社の代表者が複数名の場合，当該代表者全員を申告することになるのでしょうか。

③ 実質的支配者に該当するとして申告した代表者が，定款認証後，設立登記までの間に辞任等により交代した場合，申告の訂正が必要になるのでしょうか。

④ 定款認証の時点で，代表者が決定されていないときは，どうすればよいでしょうか。

A34．① 実質的支配者該当性の根拠資料として，定款又は代表者を決定したことを証する書面を添付する必要があります。

② 実質的支配者に該当する者全員について申告する必要があります。

③ 定款変更による再認証の要否にかかわらず，申告内容の変更の手続が必要になります。担当公証人と相談してください。

④　代表者が決定されていない場合には,代表者予定者を実質的支配者として申告する必要があります。

Q35．申告書はメールで提出することができるとのことですが，実質的支配者該当性の根拠資料や本人特定事項等が明らかになる資料についても,PDF で提出することができますか。
A35．原本である必要はなく，写しでも，PDF でも結構です。

Q36．申告書の提出は，いつまでにするべきですか。
A36．定款案を送付する際に同時に送付するのが望ましいですが，認証を受ける時までにする必要があります。

Q37．定款の認証後，設立登記の申請前に実質的支配者に変更が生じた場合には，申告のやり直しの手続が必要になりますか。
A37．認証後，設立登記の前に実質的支配者に変更が生ずると，定款変更又は認証文の申告内容の変更をする必要があります。発起人に対しては，その旨の説明をしておく方がよいでしょう。

（２）実質的支配者該当性の根拠資料

Q38．実質的支配者該当性の根拠資料として，どのような書類を添付する必要がありますか。

A38．発起人間の議決権保有割合を証するものとして定款，発起人の決定書等を添付することになります。発起人が法人である場合には，原則として，当該法人の議決権保有状況に関する資料（株主名簿等）も添付する必要があります。

Q39．実質的支配者が暴力団員又は国際テロリストではないことの証明をする必要がありますか

A39．実質的支配者が暴力団員又は国際テロリストに該当しないことの申告をする必要がありますが，その証明をする必要はありません。司法書士も，これを調査する義務はありません。ただし，疑わしい場合には，司法書士は，職責に応じて調査する等により，定款認証の代理を引き受けないことが求められる場合があり得ます。

Q40．実質的支配者該当性の根拠資料を添付することができない，又は不足するときは，定款が認証されないことがあるのでしょうか。

A40．添付することができないことに合理的理由がある場合には，口頭で説明することによって，認証を受けることができると考えられますが，公証人から提出することができないことの上申書等の提出を求められる場合があると思われます。担当公証人と相談してください。

Q41．出資，融資，取引その他の関係を通じて当該法人の事業活動に支配的な影響力を有していると認められる自然人であることは，どのように証明すればよいのでしょうか。

A41．ケース・バイ・ケースの判断になりますので，担当公証人と相談してください。

Q42．実質的支配者として代表者を申告する場合に，実質的支配者の要件に該当する者がいないことの証明（上申書等）は必要でしょうか？

A42．ケース・バイ・ケースの判断になりますので，担当公証人と相談してください。

Q43．実質的支配者該当性の根拠資料として，発起人が法人である場合には，当該法人の議決権保有状況に関する資料も添付する必要があるとのことですが，例えば株主名簿等を添付する場合に，当該株主名簿等については，誰が証明をするのでしょうか。

A43．株主名簿等の写しを添付すればよく，証明は不要と考えられますが，代表者の記名押印が必要との見解もあるので，担当公証人と相談してください。

（３）本人特定事項等が明らかになる資料

Q44．実質的支配者の氏名，住居及び生年月日を申告する際，本人特定事項等が明らかになる資料として，どのような資料が認められますか。

A44．運転免許証，旅券，個人番号カード（マイナンバーカード）等の写し等を添付することができます（犯収法施行規則第７条参照）。発起人が実質的支配者に該当するときは，証明資料は印鑑証明書で足りると考えられますが，担当公証人と相談してください。

Q45．実質的支配者について申告書に記載された住居と実質的支配者の本人特定事項を明らかにする書類の住所が異なっている場合には，どうすればよいですか。

A45．この場合，補完書類によって，現在の住居を証明する必要があります。

Q46．実質的支配者の本人特定事項を明らかにする書類として，パスポートや健康保険証等の自筆で住居を記載している書類も添付することができますか。

A46．住居を自筆で記載している場合でも，実質的支配者の本人特定事項を明らかにする書類として利用することができます。

Q47．発起人が上場企業又はその子会社である場合には，当該上場会社等は自然人とみなされるとのことですが，この場合，当該上場企業等が上場企業又はその子会社であることを証する書面は必要になりますか。

A47．原則として必要です。例えば，有価証券報告書の写し等が考えられます。

Q48．国又は地方自治体が実質的支配者に該当する場合には，本人特定事項等が明らかになる資料として，何か必要になりますか。

A48．不要であると考えられます。

Q49．実質的支配者の本人特定事項の証明資料として，本籍又はマイナンバーの記載のある住民票記載事項証明書を利用する場合，本籍又はマイナンバーの部分のみを黒塗りし，判読することができないようにしたものでも利用することはできますか。

A49．黒塗りしたものは，不可であると考えられます。本籍が記載されていても支障ありませんが，マイナンバーが記載されたものは不可です。

Q50．実質的支配者の本人特定事項等が明らかになる資料について，その「写し」を提出する場合，「原本の写しに相違ない」等の本人の奥書及び押印が必要となりますか。

A50．不要です。

Q51．実質的支配者が同一の株式会社を同時に２社設立する予定で，同一の公

証役場で，同一の機会に定款認証の手続を行います。実質的支配者の申告は，株式会社ごとに各別にする必要があると思いますが，本人特定事項等が明らかになる資料については，一組を提出すればよいでしょうか。
A51．各別に必要です。

Q52．先月，100％子会社を設立した際，定款認証時に実質的支配者を申告し，本人特定事項等が明らかになる資料を提出しました。今月，新たに100％子会社を設立するため，前回と同一の公証人に定款認証をお願いする予定です。実質的支配者の申告をする際，本人特定事項等が明らかになる資料については，前回提出済みと付記すれば，提出を省略することができますか。
A52．省略することはできません。

Q53．発起人が合名会社で，実質的支配者となるべき者は，当該合名会社の社員（代表社員ではない。）の一人です。本人特定事項等が明らかになる資料の提出を受けたところ，当該合名会社の登記事項証明書に記載された住所と当該資料の住所が異なっていました。どうやら，昨年，住所移転したようなのですが，社員の住所の変更の登記を失念していたようです。当該変更の登記を済ませてからでないと，定款認証の手続は，することができないのでしょうか。
A53．住所の変更を証する書面（住民票の写し等）を補完すれば，結構です。

Q54．実質的支配者が，本人特定事項等が明らかになる資料の提出を拒んだ場合は，どうなりますか。
A54．公証人は，認証を拒否することになります。

５．説明（第２項関係）

Q55．公証人は，申告内容を疑わしいと判断した場合，どのような対応をとるのでしょうか。

A55．公証人は，定款の認証を行う場合において，実質的支配者となるべき者が，暴力団員又は国際テロリストに該当し，又は該当するおそれがあると認めるときは，嘱託人又は当該実質的支配者となるべき者に必要な説明をさせなければならないとされています（公証人法施行規則第 13 条の４第２項）。

Q56．公証人が嘱託人又は当該実質的支配者となるべき者に必要な説明をさせるに際して，嘱託人等は，公証役場に出頭しなければならないのでしょうか。

A56．公証人は，電話やテレビ電話を利用して説明を求めることとするようです。場合によっては，出頭することが求められることもあり得ると考えられます。

Q57．公証人は，実質的支配者となるべき者の本人確認を行うのですか。

A57．公証人が嘱託人又は当該実質的支配者となるべき者に必要な説明をさせなければならないとされたのは，定款認証の嘱託内容が，経験則上，類型的に実質的支配者の実在性や属性について虚偽の申告がされている可能性を窺わせるといえるような事情に該当する場合には，実質的支配者であると申告された者について確認を行うべきであると考えられたからです。したがって，実質的支配者となるべき者として申告された者が暴力団員等に該当し，又は該当するおそれがあると認められるときは，公証人は，当該者又は嘱託人に説明を求め，当該実質的支配者の暴力団員等該当性について確認を行うことがあります。

Q58．法人の実質的支配者となるべき者が暴力団員又は国際テロリストに該当すると認められる場合で，説明によっても正当な理由があると認められない場合には，定款の認証を受けることができないのでしょうか。

A58．公証人は，法令に違反する事項や無効の法律行為についての証書を認証することができません（公証人法第 26 条，第 60 条，第 62 条の３第４項）。そこで，定款認証の嘱託に係る株式会社の設立が，犯罪収益の蓄蔵，移転等に使用する目的であるような場合には，当該設立行為は公序良俗に反し本来無効とすべきものであり（民法（明治 29 年法律第 89 号）第 90 条），公証人は，当該定款を認証することはできないと解されています。したがって，公証人は，法人の実質的支配者となるべき者が暴力団員又は国際テロリストに該当し，嘱託人又は実質的支配者となるべき者の説明を考慮しても，法人の設立行為に違法があると認められる場合には，定款認証を拒否することになります。

Q59．公証人法施行規則第13条の４第１項の申告がない場合や，申告があっても嘱託人又は当該実質的支配者となるべき者から同規則第13条の４第２項により公証人に求められた説明がされない場合はどうなりますか。

A59．いずれの場合も，公証人は，認証することができません。

６．認証文等

Q60．申告した内容は，定款の認証文に記載されるのでしょうか。

A60．認証文に，「嘱託人は，本職に対し，設立される法人の実質的支配者となるべき者が○○○○である旨及び同人が暴力団員等でない旨を申告した」等のように付記されます。

Q61．認証文に記載された事項は，どのような法的効果があるのでしょうか。

A61．定款認証手続において，公証人が作成する認証文言は，事実実験公正証書の一種であって，公証人は，定款認証（公証人法第１条第３号）を行うに当たり，公証人が聴取した陳述や目撃した状況等の定款を認証するかどうかの判断をするに当たって重要な事実については，任意的記載事項としてこれを記載することができ，この記載は，付随的公正証書としての実質を有すると解されています。

Q62．設立の登記の申請書に添付された定款が，登記所において利害関係人の閲覧（商業登記規則第 21 条）の対象とされた場合，実質的支配者に関する認証文の部分もその対象となるのでしょうか。

A62．閲覧についての利害関係の有無の審査は，附属書類に記載された個人情報にも配慮して行う必要があるとされ，閲覧の申請人において，より個人情報の保護に資する一の書面を閲覧すれば，申請書に記載された利害関係を明らかにする事由との関係で，閲覧の目的を達すると認められる場合には，それ以外の書面の閲覧については利害関係を有しないものと判断される（平成 28 年６月 23 日法務省民商第 98 号法務省民事局長通達）ものとされています。したがって，実質的支配者に関する認証文の部分は，利害関係人による閲覧の対象から除外されると考えられます。

Q63．電子署名に関する陳述は，定款の認証文にどのように記載されますか。

A63．

① 嘱託人本人による陳述があった場合

嘱託人は，この電磁的記録に記録された情報について電子署名をしたことを自認する旨を本職の面前で陳述した。よって，この定款を認証する。

② 嘱託人の代理人による陳述があった場合

嘱託人の代理人は，嘱託人がこの電磁的記録に記録された情報について電子署名をしたことを自認する旨を本職の面前で陳述した。よって，この定款を認証する。

③ 嘱託人の代理人兼嘱託人本人による陳述があった場合

嘱託人○○○○の代理人兼嘱託人▽▽▽▽は，この電磁的記録に記録された情報について各自電子署名をしたことを自認する旨を本職の面前で陳述した。よって，この定款を認証する。

※ 定款に記名押印又は電子署名をしている者が嘱託人とされます。

７．外国人・外国会社

Q64．発起人が外国法人であってその株主等が不明な場合は，実質的支配者はどうなりますか。

A64．設立する株式会社を代表し，その業務を執行する自然人を実質的支配者として申告することになります（犯収法施行規則第 11 条第２項第４号）。なお，「出資、融資、取引その他の関係を通じて当該法人の事業活動に支配的な影響力を有すると認められる自然人」が存する場合には，その者を実質的支配者として申告すべきです。

Q65．実質的支配者となるべき者が外国人である場合，申告書に記載するその氏名及び住居について外国語表記をすることができますか。

A65．外国語表記をすることができます（氏名の「よみ」は必要です。）。

Q66．外国の市場で上場している会社も，自然人とみなされるのでしょうか。

A66．有価証券の売買を行う外国（国家公安委員会及び金融庁長官が指定する国又は地域に限る。）の市場に上場又は登録している会社は，自然人とみなされます（犯収法施行令第 14 条第６号，犯収法施行規則第 18 条第 11 号）。

Q67．実質的支配者該当性の根拠資料が外国語で作成されている場合には，その訳文を添付する必要があるのでしょうか。また，当該訳文に記載する実質的支配者の住居及び氏名に関する情報は，外国語の原文のままでよいでしょうか。

A67．訳文を添付する必要があります。この場合，実質的支配者の住居及び氏名に関する情報は，外国語の原文のままで結構です。

Q68．外国会社が実質的支配者に該当する場合に，実質的支配者該当性の根拠資料は，どのようなものが必要になりますか。

A68．原則として，外国官憲等の証明に係る証明書等が必要になります。

Q69．実質的支配者に該当する者が外国人（日本に在留していない者に限る。）である場合，その本人特定事項等が明らかになる資料はどうなりますか。

A69．日本国政府が承認した外国政府の発行した書類を，実質的支配者の本人特定事項等が明らかになる書類として利用することができます。この場合，台湾や外国の地方政府が発行した書類も含まれます。

Q70．実質的支配者に該当する者が外国人（日本に在留していない者に限る。）である場合，本人特定事項等が明らかになる資料を準備するのに時間がかかることで，新会社の設立時期が遅れてしまう事態も想定されますが，代替する方法はありますか。

A70．本人特定事項等が明らかになる資料の提出は，必要不可欠であり，提出

しない限り，公証人の認証を受けることはできません。

Q71．実質的支配者の国籍を申告する理由は何ですか？
A71．日本に在留していない外国人である場合には，本人特定事項の一つである「住居」の構成部分です。また，本人特定事項等が明らかになる資料を基礎付ける事実として申告する必要があります。

Q72．実質的支配者が多重国籍の場合は，申告書にはいずれの国籍を記載すればよいですか。
A72．原則として，全ての国籍を記載し，本人特定事項等が明らかになる資料を提出する必要があると考えられます。

Q73．実質的支配者となるべき者が日本に住居を有して在留している外国人である場合で，本人特定事項等が明らかになる資料として印鑑証明書を提出するときも，国籍を証明する資料も必要になりますか。
A73．国籍は，実質的支配者となるべき者が暴力団員等に該当するか否かを判断するにあたって，必要不可欠な事項であると考えられており，国籍を証明する資料は必要となります。

８．一般社団法人及び一般財団法人

Q74．設立する一般社団法人又は一般財団法人の実質的支配者は，どのような者が該当しますか。

A74．一般社団法人等は，資本多数決法人ではありません。そのため，一般社団法人等の実質的支配者とは，当該法人の事業経営を実質的に支配することが可能となる関係にある者をいい，犯収法施行規則第 11 条第２項第３号ロ及び第４項の規定により定義されています。

① 出資，融資，取引その他の関係を通じて設立する一般社団法人等の事業活動に支配的な影響力を有すると認められる自然人がいる場合，当該自然人が実質的支配者に該当します。

② ①に該当する者がいない場合，設立する一般社団法人等を代表し，その業務を執行する自然人となるべき者が実質的支配者に該当します。

なお，該当者が複数名いる場合，全ての者が実質的支配者に該当します。

Q75．万一，一般社団法人等の事業から生ずる収益又は当該事業に係る財産の総額の 50％を超える収益の配当又は財産の分配を受ける権利を有していると認められる自然人（当該一般社団法人等の事業経営を実質的に支配する意思又は能力を有していないことが明らかな場合を除く。）がいると考えられる場合，どうしたらよいですか。

A75．一般社団法人等が非営利法人である性質上，通常は想定されないことですが，万一そのように判断される場合には，担当公証人と相談してください。

９．テレビ電話機能の利用

Q76．テレビ電話機能を利用した定款認証とはどのようなものですか。

A76．必要書面（PDF）の全てがオンラインで送信されて電子定款の認証嘱託がされた案件を対象に，公証役場で嘱託人が公証人の面前で行う署名の自認陳述をテレビ電話による通話で行うことを可能にし，認証済みの電子定款がオンラインで嘱託人に送信されることで，電子定款の認証手続を公証役場に赴くことなく，行うことができるようになります。司法書士が電子定款作成の代理人である場合には，発起人等の電子署名のある委任状及び嘱託人である司法書士の電子署名のある定款をオンラインで送信する必要があります。

Q77．いつから実施されるのですか。

A77．平成31年３月29日から実施されています（指定公証人の行う電磁的記録に関する事務に関する省令（平成13年法務省令第24号）第９条)。これに併せて，全国の公証役場にHPが開設され，予約申込みシステムが導入されています。ただし，二つのPDF（定款及び定款作成委任状）をオンラインで送信することができるようになるのは，令和元年の10月頃と見込まれており，それまでの間は，一つのPDFが送信された案件が対象になります。このため，司法書士がこれを利用する場合は，定款及び定款作成委任状を一つのPDFにしたものに，発起人と作成代理人である司法書士が電子署名して利用することになります。

Q78．テレビ電話による通話は，どのような形で行われるのですか。

A78．事前準備として，嘱託人がウェブブラウザ（Google Chrome)，専用アプリ（FaceHub）をダウンロードしておく必要があります。公証人からメールで送られてくるURLを予定時間にクリックすると，ビデオ通話機能が自動的に起動して通話が可能になります。

Q79．テレビ電話による通話については，録音又は録画がされるのでしょうか。

A79．テレビ電話による通話を録音又は録画して保存することは，予定されていません。なお，嘱託人及びその本人確認資料については，ビデオキャプチャー機能で撮影され，保存されます。

Q80．テレビ電話による通話では，誰が電子署名の自認陳述をするのですか。

A80．テレビ電話による通話で電子署名の自認陳述をするのは，嘱託人本人に限られ，復受任者はすることができません。

Q81．テレビ電話による通話では，どのように本人確認がされるのですか。

A81．テレビ電話による通話の中で，出頭の場合と同等の本人確認及び意思確認が行われます。

Q82．認証済みの電子定款は，どのようにして嘱託人に送信されるのですか。
A82．嘱託人が登記・供託オンライン申請システムにログインしてダウンロードして取得することになり，一定期間は再ダウンロードが可能です。平成31年３月29日から令和元年９月末頃までは，テレビ電話を利用した認証であるのか，公証役場に出頭した認証であるのかを区別せずに，認証済みの電子定款が嘱託人にオンラインで送信されますが，９月以降は，後者の場合は送信されないことになる見込みです。

Q83．定款認証の手数料は，どのようにして支払うことになりますか。
A83．インターネットバンキング等により公証役場の預金口座に振り込む方法で支払うことになります。

Q84．同一の情報の提供は，どのようにしてされますか。
A84．書面による同一の情報の提供が必要な場合は，当該書面の受取りのために公証役場に出頭する必要があります。実質的支配者に関する申告受理及び認証証明書については，郵送によって交付を受けることが可能です。

10. その他

Q85. 電子定款の認証申請に関して，何か変更点はありますか。

A85. 従来の申請データに加えて，実質的支配者となるべき者の氏名及び読み仮名を入力する必要があります。なお，オンライン申請の入力画面は，平成30年11月26日から新しいものに切り替わりますが，認証の嘱託日，すなわち電子定款をオンライン申請するのが11月29日までである場合には，入力する必要はありません。

Q86. 嘱託画面において，実質的支配者の氏名及び読み仮名のデータを入力する欄について，事前に申告書を提出している場合は，この欄の入力は不要でしょうか。逆に，嘱託画面に入力した場合，本人特定事項等が明らかになる資料の提出のみで，申告書の提出は不要になるのでしょうか。

A86. データ入力及び申告書の提出の双方が必要です。

Q87. 申告受理及び認証証明書とはどのようなものですか。

A87. 成立した株式会社等が金融機関等との間で預貯金契約等の取引をしようとするとき，金融機関等から当該株式会社等の実質的支配者及びその暴力団員等非該当の申告を求められることから，公証人に提出した申告書を活用することができるように，公証人が申告受理及び認証証明書を発行し，これに当該申告書の写し等を添付して，嘱託人に対して交付することとされたものです。この証明書は，嘱託人が発行を希望した場合にのみ交付を受けることができます。

なお，手数料は，無料です。

Q88. 定款認証後に，申告受理及び認証証明書の交付を受けることはできますか。

A88. できます。特に期限は定められていませんが，公証役場で定款認証に係る書類が保管される20年間は，設立時点での実質的支配者に関する申告受理及び認証証明書の交付を受けることができます。

Q89. 公証人による定款認証の拒否に不服があるときは，どうしたらよいですか。

A89. 当該公証人が所属する法務局又は地方法務局の長に対して異議の申出をすることができます（公証人法第78条第1項）。

11. 司法書士の対応等

Q90. この改正により，犯収法に基づいて司法書士に義務付けられている取引時確認事項に，実質的支配者に関する事項が含まれることになるのでしょうか。

A90. 犯収法上，司法書士による取引時確認の場合は，顧客等の本人特定事項，及び代表者等の本人特定事項並びに取引権限のみの確認で足り，取引を行う目的，職業，事業内容及び実質的支配者の本人特定事項の確認は不要です（犯収法第４条第１項）。今回の改正によっても，変更はありません。

Q91. 司法書士が申告書の作成をするにあたり，注意すべき点は何ですか。

A91. 発起人に対して実質的支配者該当性の基準を十分に説明し，理解を得た上で，実質的支配者となるべき者に関して申述を受け，該当性の根拠資料の提出等を受ける必要があります。また，実質的支配者となるべき者の本人特定事項等が明らかになる資料の提出を受ける必要があります。

　実務対応としては，発起人全員が作成した申告書の提出を受けて，公証人への提出用の申告書を別途作成するのが望ましいと考えられます。

Q92. 司法書士は，実質的支配者と面談して，本人確認をする必要がありますか。

A92. 司法書士は，申告にあたり，実質的支配者に該当する者は誰か，その者が暴力団員等に該当しないことについて，発起人から申述を受ける必要はありますが，実質的支配者と面談する等により本人確認をする必要はありません。

Q93. 司法書士は，実質的支配者の本人特定事項等が明らかになる資料について，発起人から PDF でもらうのみでよいでしょうか？

A93. 発起人と実質的支配者が同一であるときは，本人特定事項等が明らかになる資料の原本の確認が必要になります。

Q94. 実質的支配者であるとして発起人から申述を受けた者が実質的支配者に該当しないことが明らかである場合，司法書士はどのように対応すればよいでしょうか。

A94. 司法書士は，その職責として，正しい申告をしなければなりません。発起人が虚偽を述べていると判断される場合には，定款作成及び定款認証の代理を引き受けるべきではありません。

Q95. 司法書士が申告をする場合に，実質的支配者となるべき者が暴力団員等であることが推測されたとき，公証役場に申告書を提出する前に，暴力団員であるかどうかの確認をすることはできますか。

A95. 都道府県ごとに設置されている暴力団追放運動推進センターに照会した

り，警察庁が公表している国際テロリストのリストを調査したりすること等が考えられます。

Q96．司法書士が申告すべき内容が虚偽であるとの疑いがあるけれども，その根拠が明確でない場合に，定款作成及び認証手続の代理を拒否することができますか。

A96．申告内容が虚偽であるとの疑いを持った場合，犯収法上の要請ではありませんが，資金の出所その他の事情について詳しい聴取りをした上で，定款作成及び認証手続の代理を拒否すべき事態もあり得るかと思います。疑わしい状況に故意に気付かないふりをしていたのではないかと判断されると，懲戒等の問題が生ずることもあります。

Q97．申告した内容が虚偽であることが判明した場合，司法書士に罰則は科されるのでしょうか。

A97．司法書士が，申告した内容が虚偽であることを認識していた場合には，違法行為の助長の禁止（会則基準第 81 条）に違反することになり，また品位保持義務違反（司法書士法第２条）に該当し得ることとなります。加担の程度によっては，公正証書原本不実記載罪及び同行使罪又は電磁的公正証書原本不実記録罪及び同供用罪（刑法第 157 条第１項，第 158 条第１項）に該当する可能性もあります。